

筑後市広報広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、筑後市広報「広報ちくご」(以下「広報ちくご」という。)に広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

第2条 広報ちくごに掲載することができる広告は、筑後市広告掲載要綱(平成19年告示第61号。以下「要綱」という。)第2条の2及び第3条の規定によるものとする。

(広告の掲載順位)

第3条 広告の掲載希望者が次条に規定する枠数を超えた場合は、掲載する広告の順位は、次の順序に従い、広告掲載希望者が同一順位のものであるときは、抽せんにより順序を決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人又はこれらに類するもの(以下「国等」という。)に係るものの広告
- (2) 公共的性格のある法人(国等を除く。)で市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しない者で市内に事業所等を有するものの広告
- (4) 前3号に該当しない者の広告

(広告の掲載位置及び広告の掲載料)

第4条 広告の掲載位置は、広報ちくご1日発行号の裏表紙下段4枠内で、市長が指定した位置とする。

2 広告の掲載料は、1号(縦48ミリメートル×幅90ミリメートル)につき1万5,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載希望者は、掲載を希望する広報ちくごの発行日前30日までに掲載する広告の版下(カラー)を添えて、広報ちくご広告掲載申込書(様式第1号又は様式第1号の2)を市長に

提出しなければならない。

2 提出後の版下の変更は認めない。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否の決定に際し、要綱第6条に規定する広告掲載審査委員会の意見を聴くことができる。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広報ちくご広告掲載決定通知書(様式第2号。以下「決定通知」という。)又は広報ちくご広告非掲載決定通知書(様式第3号)により広告の掲載希望者にその旨を通知するものとする。

(広告の掲載料の納付)

第7条 前条第3項の規定により決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長の指定する期日までに広告の掲載料を一括して前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の辞退)

第8条 広告主が自己の都合により広告掲載を辞退するときは、当該広報ちくご発行日の20日前までに広報ちくご広告掲載辞退届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主が負担しなければならない。

(広告の掲載の取消し)

第10条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が市長の指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 広告主が虚偽の申込みにより決定を受けたとき。

(3) 広告掲載が決定した後、その広告掲載が適切でないと市長が認める事象が明らかとなったとき。

2 前項の規定により、広告掲載の決定を取り消した場合は、既に納付した広告掲載料は返還しない。

(広告の掲載料の返還)

第11条 市長は、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載ができなくなったときは、既に納付した広告の掲載料を当該広告主に返還するものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

改正後の筑後市広報広告取扱要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

改正後の筑後市広報広告取扱要領は、令和5年2月1日から施行する。